

会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の概要

平成26年改正会社法附則第25条(平成27年5月施行)

「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」



会社法制の見直しに関する諮問(平成29年2月9日)

「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方を見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」

株主総会に関する規律の見直し

株主総会資料の電子提供制度の創設

- 株式会社は、株主総会の招集に当たり、株主の個別の承諾を得て、株主総会資料(株主総会参考書類、事業報告、貸借対照表、損益計算書等)を書面に代えてインターネット等を用いて提供することができるものとされているが、上場会社等においては、全ての株主から個別の承諾を得ることが難しく、このような方法による提供をすることが難しいと指摘されている。
 - 株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対してそのアドレス等を書面により通知した場合には、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、適法に提供したものとする制度を新たに設ける。
 - 書面の交付を希望する株主は、株式会社に対してウェブサイトに掲載された資料を書面により交付することを請求することができるようにする。
 - 上場会社に対しては、この制度の利用を義務付ける。

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

- 近年、一人の株主が膨大な数の議案を提案するなどの株主提案権の行使事例が発生し、株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、会社の検討や招集通知の印刷等に要するコストが増加したりすることなどが問題として指摘されている。
 - 株主が提案することができる議案の数を10又は5までとする上限を新たに設ける。
 - 不適切な内容の株主提案に制限を新たに設ける。

取締役等に関する規律の見直し

取締役の報酬に関する規律の見直し

- 報酬が取締役に対し適切な職務を執行するインセンティブを付与するための手段として適切に機能するような見直しが必要であると指摘されている。
 - 取締役の報酬の内容に係る決定に関する方針についての株主総会における説明義務を新たに設ける。
 - 株式報酬等に関する株主総会の決議事項を見直す。
 - 事業報告による情報開示を充実させる。

取締役等に関する規律の見直し(続き)

会社補償に関する規律の整備

- 役員等に対する責任追及等に関して役員等が要した防御費用や賠償金を株式会社が補償することについて、会社法に規定を設け、適切な運用がされるようにすべきであると指摘されている。
 - 株式会社が補償をすることができる費用等の範囲や、そのために必要な手続に関する規定を会社法に設ける。
 - ①防御費用:相当と認められる範囲に限る。
 - ②賠償金:会社への賠償金は除外。第三者への賠償金は善意無重過失に限る。

役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備

- 株式会社が役員等のためにいわゆる会社役員賠償責任保険(D&O保険)に加入するための手続等について、会社法に規定を設け、適切な運用がされるようにすべきであると指摘されている。
 - 取締役会の決議を得ることや、加入しているD&O保険に関する情報開示等に関する規定を会社法に設ける。

社外取締役を置くことの義務付け

- 平成29年7月調査時点では、東証一部上場会社の99.6%、東証全上場会社の96.9%が社外取締役を置いている。
 - 国内外の投資家から経営陣に対する信頼性を確保するためには、義務付けが必要であるなどの積極意見と、もう少し現在の制度下での実証的な検証をする必要があり、義務付けをすることは時期尚早であるなどの消極意見との両論あり。
 - 中間試案においては義務付けをする案と義務付けをしない案との両論を併記。

社債の管理等に関する規律の見直し

社債の管理に関する規律の見直し

- 社債管理者の権限が広範であり、また、その義務、責任及び資格要件が厳格であることなどから、なり手の確保が難しいと指摘されている。
 - 社債管理補助者制度を創設し、社債権者において自ら社債を管理することを期待することができる社債については、新たに、社債管理者よりも裁量の余地の限定された権限のみを有する社債管理補助者に社債の管理の補助を委託することができるものとする。
- 社債権者集会の決議により元利金を減免することができる旨の明文の規定を設ける。

株式交付制度の創設

- 対象会社を完全子会社とすることまでを企図していない場合等には、株式交換を用いることができず、買収会社は、対象会社の株式を現物出資財産として会社法第199条第1項の募集をする必要があるが、検査役調査を要したり、填補責任を負う可能性があったりすることが障害として指摘されている。
 - 株式交換を参考に、会社法第199条第1項の募集によらずに、株式会社が他の株式会社を子会社とするため、自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる制度を新たに設ける。

その他

- 議決権行使書面の閲覧謄写請求の拒絶事由に関する規定を新たに設ける。
- 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付請求を制限する規定を新たに設ける。